

第5回 遠賀川河口域利用対策協議会

資 料

平成26年8月8日

国土交通省
遠賀川河川事務所

項目

1. 第3期重点的撤去区域における不法係留船対策について
..... P. 1
2. 平成25年9月の実態調査結果について
..... P. 9
3. 今後の重点的撤去区域の設定について
..... P. 15

1. 第3期重点的撤去区域における不法係留船対策について

1-1 遠賀川河口域における不法係留船対策の経緯

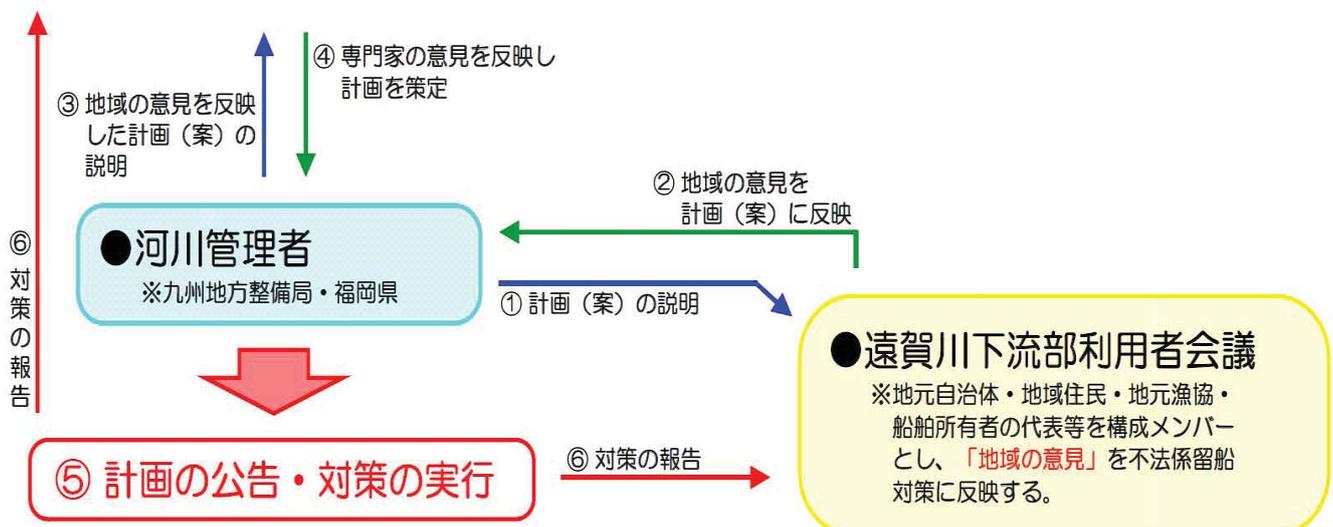
年度	月	会議・協議会等	計画策定・重点的撤去区域の設定等
H21	5月 8月 11月 3月	・第1回 西川利用対策会議 ・第2回 西川利用対策会議 ・第3回 西川利用対策会議 ・第4回 西川利用対策会議	
H22	6月 9月 11月 1月 2月	・第5回 西川利用対策会議 ・ 第1回 遠賀川河口域利用対策協議会 ・第1回 遠賀川下流部利用者会議 ・ 第2回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』の策定・公表
H23	4月 12月 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回 遠賀川下流部利用者会議 ・第3回 遠賀川河口域利用対策協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・『第1期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H22.9月時点） 第1期重点的撤去区域の対策実施 ※H23年12月には1期の船は全て無くなった 自主撤去：50隻、塵芥処理：19隻
H24	4月 11月 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回 遠賀川下流部利用者会議 ・第4回 遠賀川河口域利用対策協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・『第2期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：45隻（H23.9月時点） 第1～2期重点的撤去区域の対策実施 ※H25年2月に2期の船は全て無くなった 自主撤去41隻、簡易代執行2隻 行政代執行0隻、塵芥処理2隻
H25	4月		<ul style="list-style-type: none"> ・『第3期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：122隻（H24.9月時点） 第1～3期重点的撤去区域の対策実施
H26	6月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回 遠賀川下流部利用者会議 ・第5回 遠賀川河口域利用対策協議会（本日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・『第4期 重点的撤去区域』の設定（予定） ※H26年6月に3期の船は全て無くなった 自主撤去121隻、簡易代執行0隻 行政代執行0隻、塵芥処理1隻

1

●遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

●遠賀川河口域利用対策協議会

※学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等を構成メンバーとし、不法係留船対策に関する専門的な議論を行う。



*協議会は、地域の意見を聴きつつ、計画や対策内容を検討する

*河川管理者は、協議会の意見を聴きつつ、計画や対策内容を策定・公示・実行する

2

1. 段階的な重点的撤去区域の設定

→ 治水的・河川環境的に問題が大きいと考えられる西川高水敷・遠賀川河口右岸砂浜から第1期重点的撤去区域を設定し、順次拡大していく。

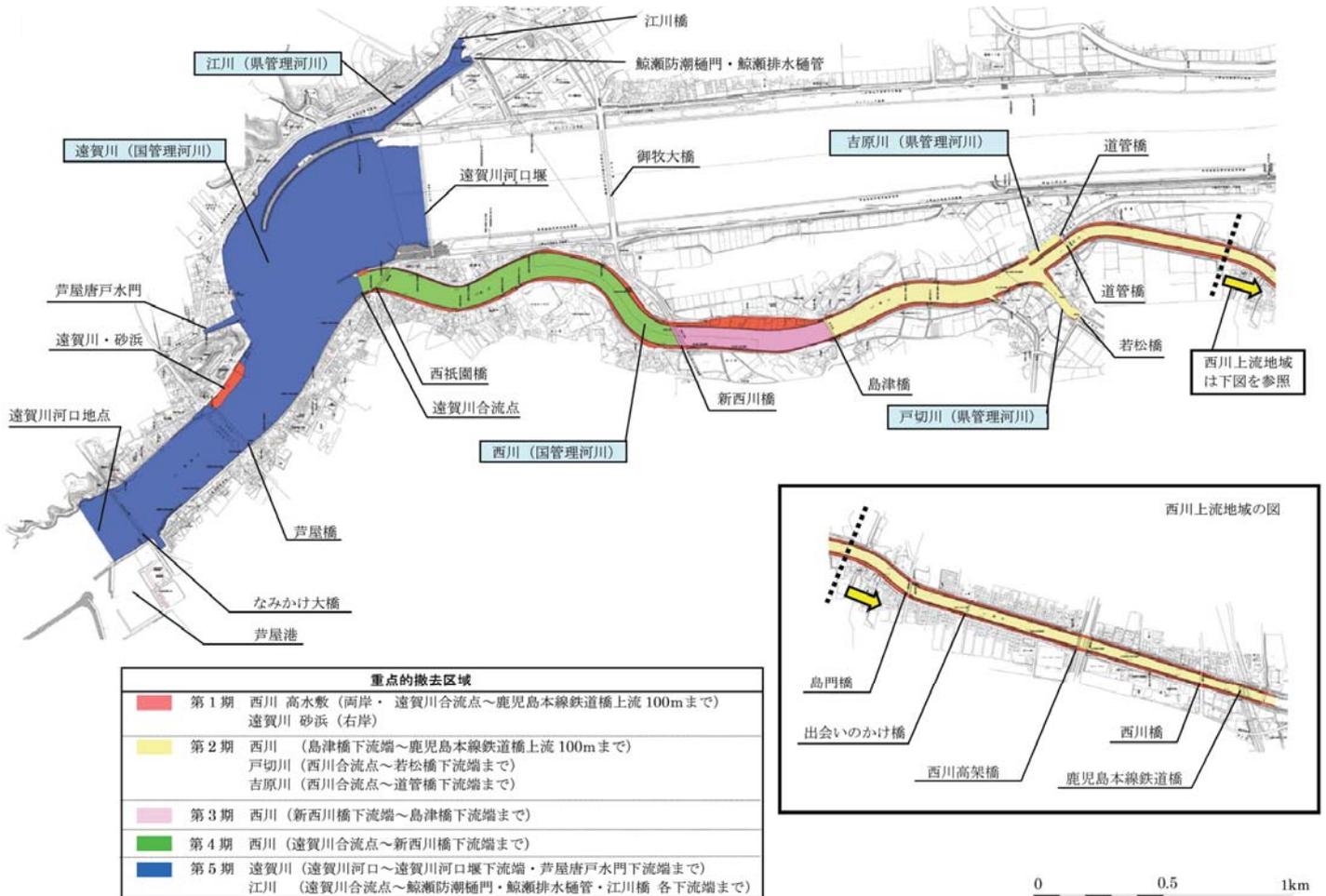
2. 受け皿となる保管施設は、周辺の既存施設・新規整備施設を活用

→ 福岡県北部地域にある既存のマリーナ等や平成24年に整備される脇田フィッシャリーナの活用による対応。

3. 規制措置の周知

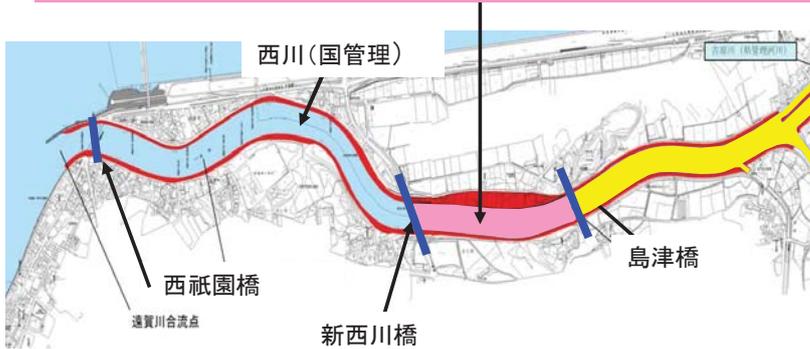
→ 重点的撤去区域の設定にともない強制的な規制措置(代執行など)を実施することから、事前にプレジャーボートの所有者等に対して広く周知を実施。

『段階的に設定する重点的撤去区域』(第1期～第5期)



1-3 第3期重点的撤去区域について

第3期重点的撤去区域(西川 新西川橋～島津橋)の水面(延長約600m)



対象船舶 (122隻) H24年9月現在

	検査済	検査切等	計
右岸	68隻	11隻	79隻
左岸	31隻	12隻	43隻
計	99隻	23隻	122隻



1-4 第3期重点的撤去区域における対策経過

- 凡例
- ・ 黒文字: 3期又は全船舶共通
- ・ 赤文字: 所有者判明船対象
- ・ 青文字: 所有者不明船対象

- H25.3.4 第3期重点的撤去区域設定の公示
- H25.3.14 「第3期重点的撤去区域設定に関するお知らせ」送付
警告チラシの船舶への設置
- H25.4月 自治体広報誌へ第3期設定のお知らせ掲載
※北九州市・芦屋町・遠賀町
- H25.5～12月 保管施設確保に向けた各関係機関との協議
船舶所有者との意見交換
- H25.10.11 撤去指示書設置(対象1隻)
※所有者より自主撤去する旨連絡有り(簡易代執行中止、船舶自主撤去)
- H25.11月 脇田フィッシャリーナ追加募集のお知らせ(情報提供)
- H25.12.11 船舶係留者への説明会(案内50名、出席7名)
- H25.12.17 指示書の送付(対象49隻) ※撤去期限 H26.1.7

- H26.1.10 **警告書の送付(対象40隻)** ※撤去期限 H26.1.31
- H26.2. 4 **弁明機会の付与通知(対象35隻)** ※回答期限 H26.2.12
- H26.3.17 **監督処分のお知らせ(対象28隻)** ※撤去期限 H26.4.17
不利益処分の理由の提示
- H26.4.23 **戒告の通知(対象20隻)** ※撤去期限 H26.5.23
- H26.5.28 **代執行令の通知(対象8隻)** ※代執行の執行期間6/5～6/24
勧告書の通知 ※代執行日及び執行物件の引取通知
- H26.6.23 **第3期の全ての船舶の撤去・移動を確認**

● **第3期重点的撤去区域の係留船隻数推移**

※各月月末に調査

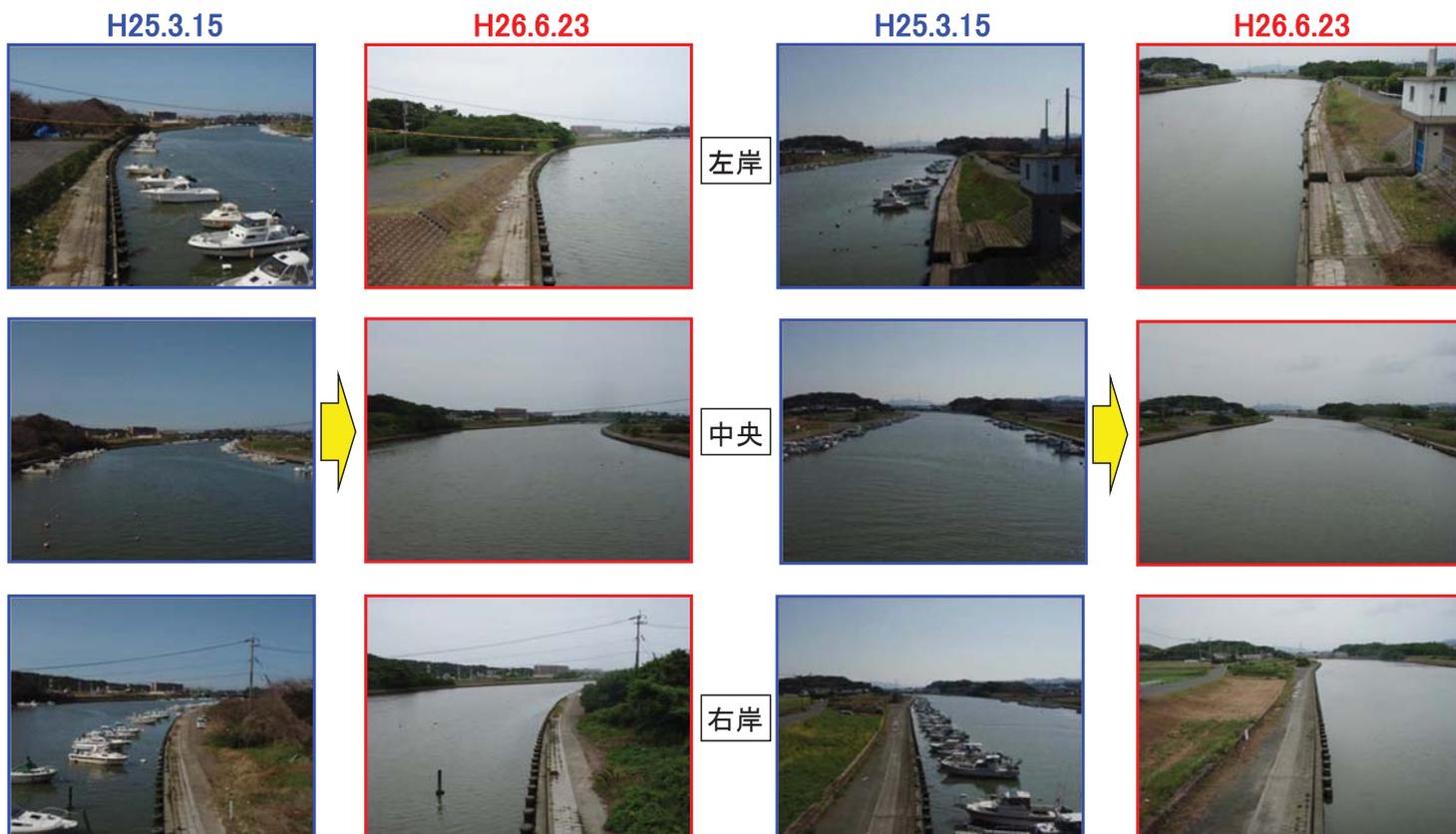
調査月	H24. 9月	H25. 3月	H25. 4月	H25. 5月	H25. 6月	H25. 7月
係留船隻数	122隻	110隻	77隻	75隻	67隻	67隻
調査月	H25. 8月	H25. 9月	H25. 10月	H25. 11月	H25. 12月	H26. 1月
係留船隻数	67隻	63隻	58隻	52隻	44隻	38隻
調査月	H26. 2月	H26. 3月	H26. 4月	H26. 5月	H26.6.11	H26.6.23
係留船隻数	32隻	31隻	17隻	8隻	2隻	0隻

7

◎ **第3期重点的撤去区域の対策前後の様子** ※H25.3.15 → H26.6.23

● 島津橋から下流方向

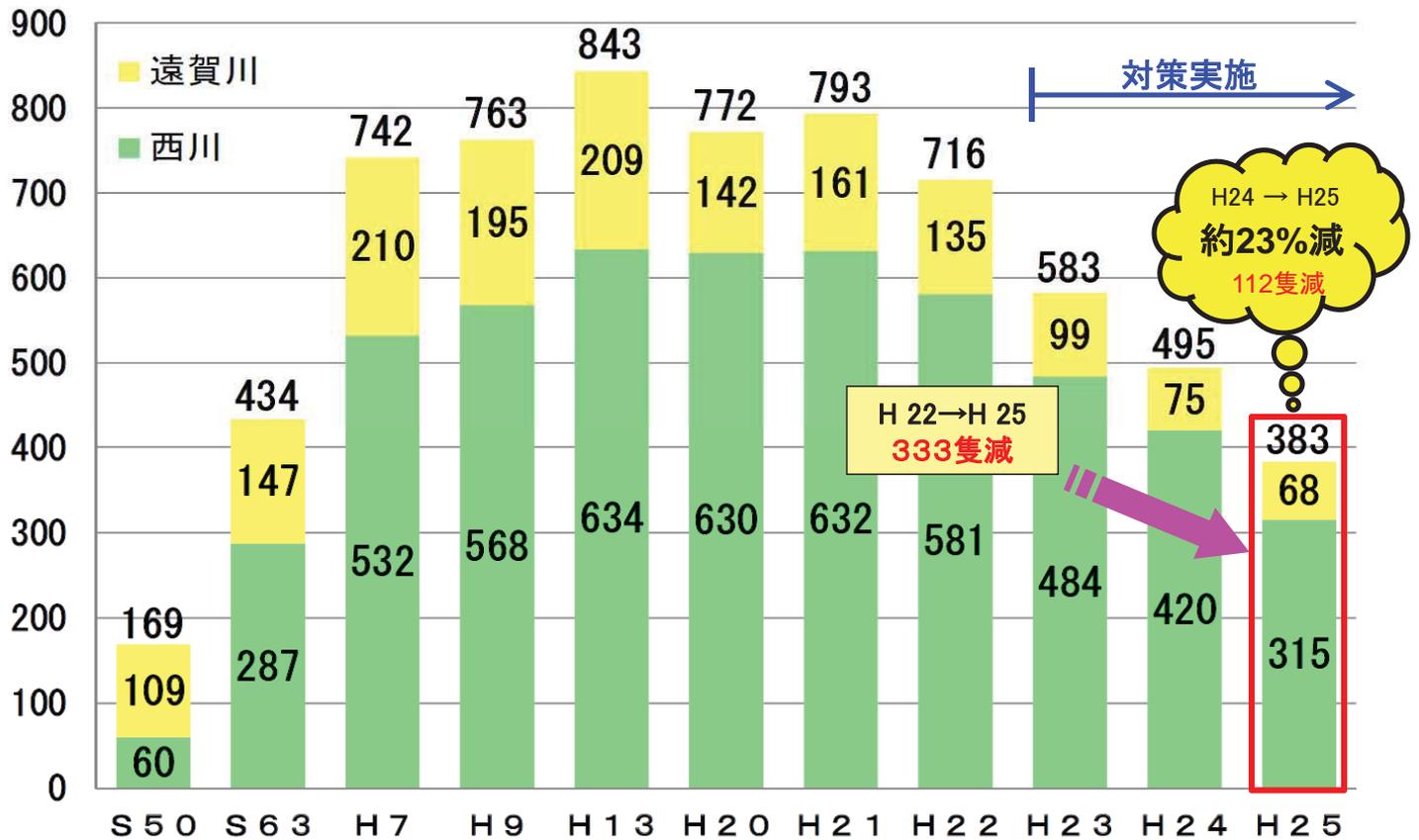
● 新西川橋から上流方向



8

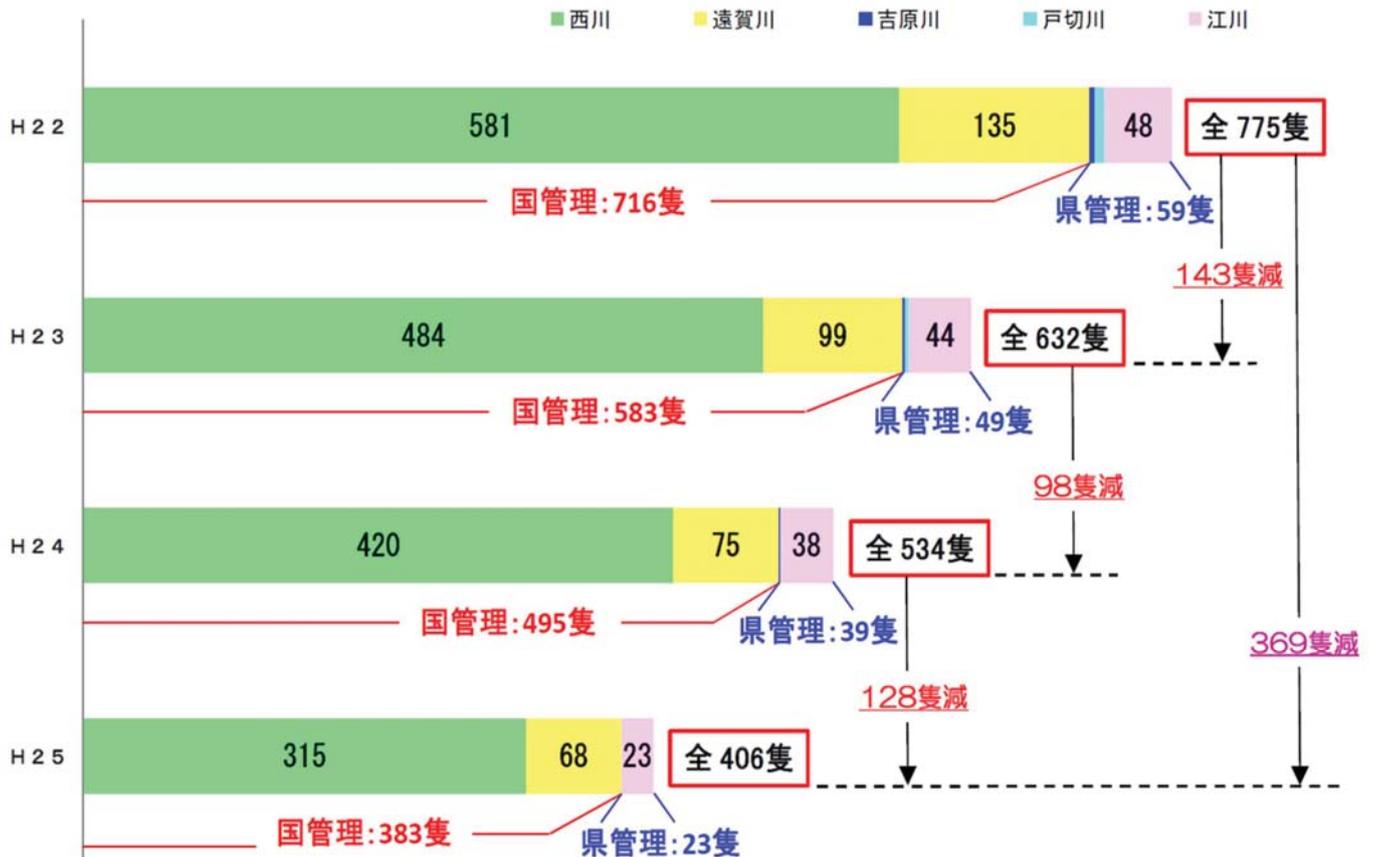
2. 平成25年9月の実態調査結果について

2-1 国管理区間における係留船隻数の推移



9

2-2 対策開始以降3年間の係留船隻数の推移 (国管理区間+県管理区間)



平成22年から平成25年までの間に全体で369隻の係留船が減少している。

10

2-3 H25年9月時点の係留状況

(単位:隻) ※参考

重点的撤去区域		総数	第1期					第2期	第3期	第4期	第5期	H24年度 総数	H24年度 との差
河川			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期						
国管理	西川	315 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	63 (20.0%)	252 (80.0%)	—	—	—	—	420	▲105 (-25.0%)	
	遠賀川	20 (100.0%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	—	—	20 (100.0%)	22	▲2 (-9.1%)	
	汐入川	48 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	—	48 (100.0%)	53	▲5 (-9.4%)	
	小計	383 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	63 (16.4%)	252 (65.8%)	—	—	—	68 (17.8%)	495	▲112 (-22.6%)	
県管理	吉原川	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	—	—	—	—	—	—	1	▲1 (-100.0%)	
	戸切川	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	—	—	—	—	—	—	0	0	
	江川	23 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	—	23 (100.0%)	38	▲15 (-39.5%)	
	小計	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)	39	▲16 (-41.0%)	
合計	406 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	63 (15.5%)	252 (62.1%)	—	—	—	91 (22.4%)	534	▲128 (-24.0%)		

2-4 経年比較 (各重点的撤去区域別における係留船の推移)

(単位:隻)

	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		計	
H21	88	100.0%	63	100.0%	171	100.0%	389	100.0%	146	100.0%	857	100.0%
H22	69	78.4%	59	93.7%	162	94.7%	352	90.5%	133	91.1%	775	90.4%
H23	22	25.0%	45	71.4%	139	81.3%	303	77.9%	123	84.2%	632	73.7%
H24	0	0.0%	24	38.1%	122	71.3%	275	70.7%	113	77.4%	534	62.3%
H25	0	0.0%	0	0.0%	※63	36.8%	252	64.8%	91	62.3%	406	47.4%

※H21の隻数を100%として比較

※第3期はH26.6.23現在 0隻

11

2-5 所有者特定と居住地域

所有者特定された方々の居住地割合

地域	隻数	割合	
北九州市	179	46.5%	
北九州市内訳	八幡西区	109	28.3%
	若松区	30	7.8%
	八幡東区	15	3.9%
	小倉南区	9	2.3%
	戸畑区	9	2.3%
	小倉北区	6	1.6%
	門司区	1	0.3%
芦屋町	38	9.9%	
岡垣町	27	7.0%	
中間市	27	7.0%	
水巻町	20	5.2%	
直方市	18	4.7%	
宗像市	15	3.9%	
遠賀町	13	3.4%	
宮若市	10	2.6%	
その他	38	9.9%	
合計	385	100.0%	

(単位:隻)

	総数	所有者 特定	所有者 非特定	特定率
H23	632	531	101	84.0%
H24	534	489	45	91.6%
H25	406	385	21	94.8%

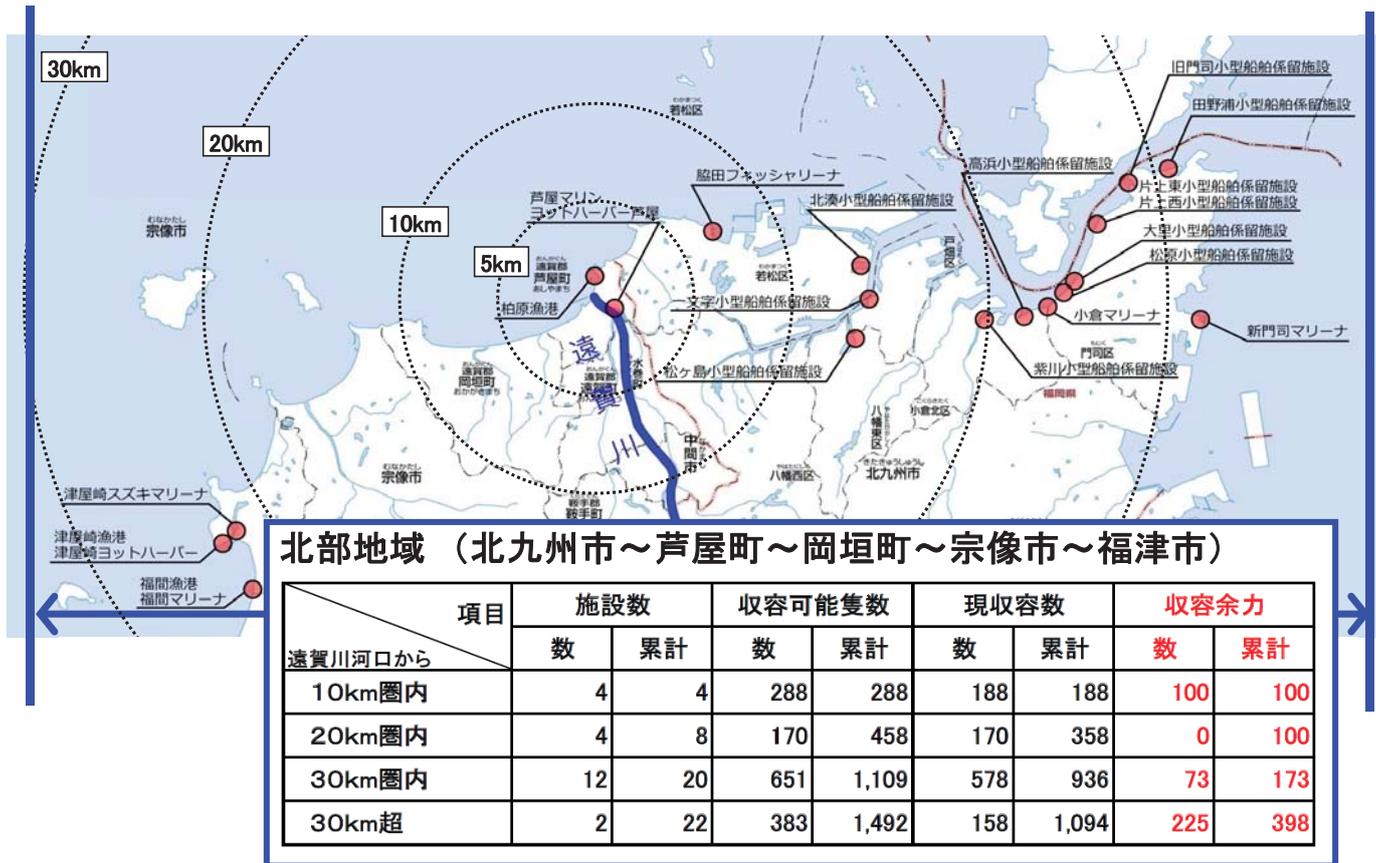
9割以上の船舶で所有者が判明
その半数近くが北九州市に在住

※H24年度より、船舶検査情報の照会が可能となり
特定率が高まっている。

※ H25. 9月調査時点

※ 日本小型船舶検査機構への照会結果による

12



2-7 調査結果のまとめ

このH24年9月からの1年間で**128隻(約24%)**の不法係留船が減少しており、その多くが**自主撤去(移動)**であり、この点を踏まえると、これまでの遠賀川河口域における不法係留船対策は進んでいると言える。

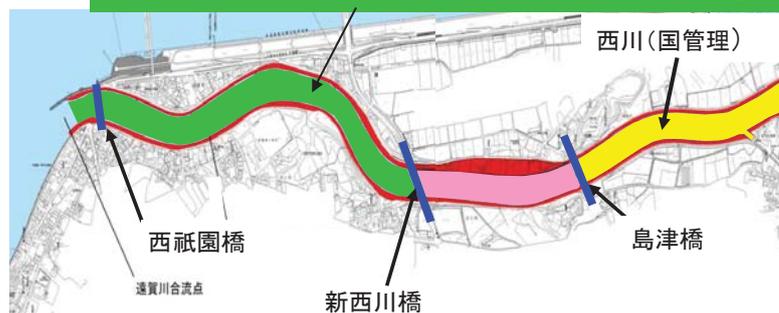
しかし、「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」で想定している受入先には、移動に現実味のない保管施設も含まれており、強制措置の前提である**「保管施設の確保」**という観点から、現在の想定を見直す必要がある。

さらに、船舶所有者からは想定に含まれていない**既存の港湾施設や漁港などを利用した係留を望む声も多く**、また**大型船等船の規格に見あう保管施設も限られている**ことから、今後の対策を確実に進めるためには、それらの施設を有効活用するなど、**船舶所有者が移動し易い保管施設の確保が必要**である。

3. 今後の重点的撤去区域の設定について

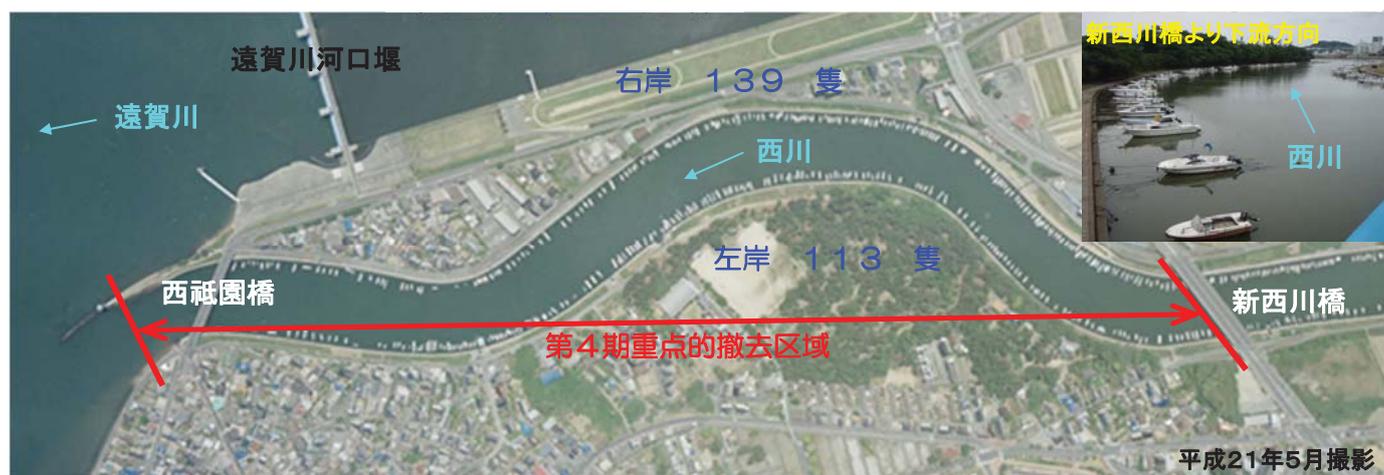
3-1 第4期重点的撤去区域について

第4期重点的撤去区域(西川 遠賀川合流点~新西川橋までの水面 延長約1,500m)



対象船舶 (252隻) H25年9月現在

	検査済	検査切等	計
右岸	118隻	21隻	139隻
左岸	80隻	33隻	113隻
計	198隻	54隻	252隻



15

3-2 第4期重点的撤去区域の対策の進め方について

- ① 重点的撤去区域の設定を行う上で前提となる、受入先の数が不足している状況である。

252隻(4期係留数) > 173隻(遠賀川河口から30km圏内の保管施設の収容余力)

- ② 第4期は、西川の重点的撤去区域としては最後の区域であり、行政指導(処分)の対象船は相当数になると思われる、強制撤去となった場合の仮保管場所が不足する等、手続きが難航することも予想される。

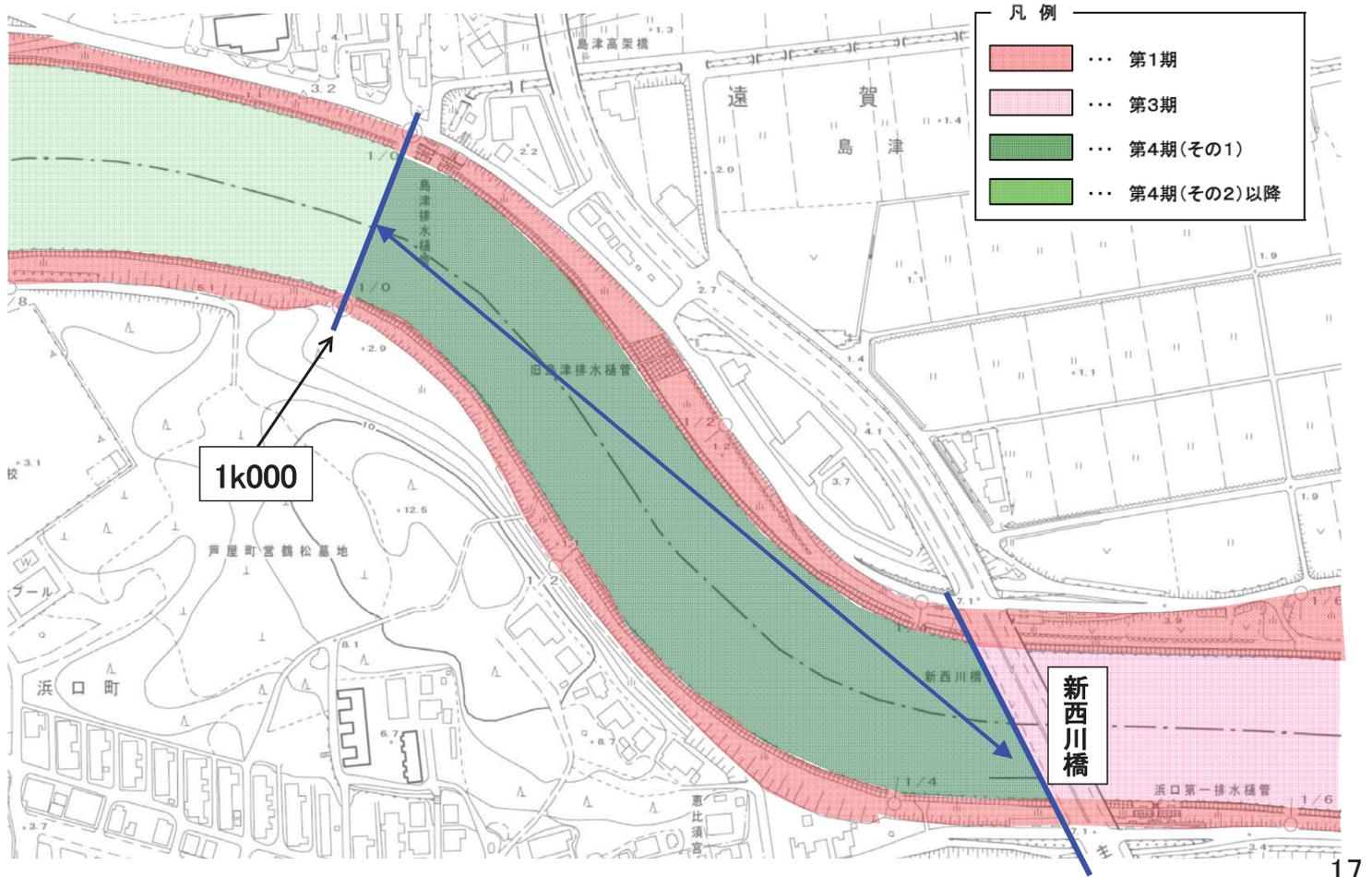
以上のことから、「**第4期重点的撤去区域(その1)**」として、**4期の上流端(新西川橋下流端)から距離標1k000mまでの約500m**を重点的撤去区域として設定し、対策を進める(対象船舶約100隻)。

また、所有者不明船については、老朽化が激しく沈船となる可能性が高いため、4期全体の簡易代執行及び塵芥処理を、重点的撤去区域設定後速やかに実施する予定である。

なお、距離標1k000mから下流については、その1の対策完了時の隻数及び周辺保管施設の状況などを総合的に判断し設定する。

16

3-3 第4期重点的撤去区域（その1）区域図



3-4 第4期重点的撤去区域（その1）における対策スケジュール

H26.6.20 第4回 遠賀川下流部利用者会議

H26.8.8 第5回 遠賀川河口域利用対策協議会

【今後の予定】

H26.9月上旬 「第4期重点的撤去区域（その1）」設定の公示

→ 遠賀川河口域に係留している全船舶に対して第4期重点的撤去区域（その1）が設置されることを周知

◇所有者判明している船舶所有者への郵送

◇所有者不明の船舶は、現地へ張り紙を設置

H26.10.1 第4期重点的撤去区域（その1）の設定（規制強化）

第4期重点的撤去区域（その1）の対策開始